保護者の皆様へ

呉市教育委員会

令和６年度　就学援助制度のお知らせ

～就学援助（新入学学用品費）の入学前支給ができます～

呉市では，小・中学校又は義務教育学校に就学するお子様が，楽しく安心して学校生活を送れるよう，経済的にお困りのご家庭に，学用品費や給食費など就学に必要な費用の一部を援助する制度を設けています。

なお，特別支援学級に入級されている方も申請できます。

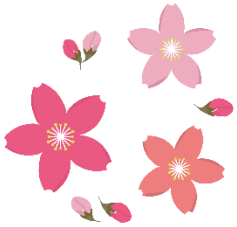

１　援助を受けられる世帯

⑴ 呉市に住所があり，小・中学校又は義務教育学校に在学する児童及び生徒の保護者

⑵ 令和６年４月に入学を予定する児童・生徒の保護者

⑶ ⑴又は⑵であって，次のいずれかに該当する世帯

区分	申　請　理　由	証　明　書　類
１	生活保護を受けている	必要ありません
２	生活保護が停止又は廃止になった	必要ありません
３	市民税が減免された（世帯全員）	市県民税賦課決定通知書の写し（世帯全員分）
４	個人事業税が減免された	個人事業税減免決定通知書の写し
５	固定資産税が減免された	固定資産税賦課決定通知書の写し
６	国民年金保険料が免除された（世帯全員）	国民年金保険料免除申請承認通知書の写し（世帯全員分）
７	国民健康保険料が減免，徴収猶予された（世帯全員）	国民健康保険料減免申請に伴う決定通知書の写し（世帯全員分）
８	児童扶養手当の支給を受けている	児童扶養手当証書の写し
９	生活福祉資金の貸付を受けている	生活福祉資金貸付決定通知書の写し（令和６年度のもの）
１０	雇用保険の失業給付を受けている	雇用保険受給資格者証の写し ※雇用保険受給者以外の世帯員については，所得等の審査を行うため所得・課税証明書（最新年度のもの）
１１	経済的に困っている（市民税非課税を含む）	所得・課税証明書 ※最新年度のものを世帯全員分（高校生以下・所得のない学生を除く）

◎世帯とは，<u>住民票が別世帯の同居人や単身赴任の父母などを含みます。</u>

◎証明書類による審査は，申請時とは別に年に１回行います。

◎申請理由に該当しなくなった場合は，支給済みの就学援助費のうち，該当しなくなった日以降の就学援助費を返還していただきます。

◎提出された書類は返却しません。

≪申請理由１１の認定基準の目安額≫

世帯人数	２人	３人	４人	５人	６人	７人
世帯員全員の所得（年間総収入）	約２００万円（約３００万円）	約２５０万円（約３６０万円）	約３００万円（約４３０万円）	約３５０万円（約５００万円）	約４００万円（約５５０万円）	約４５０万円（約６２０万円）

◎<u>おおまかな目安</u>です。世帯の年齢構成等によって異なります。持ち家の場合，世帯員全員の所得が１０～４０万円程度下がります。なお，認定となるか否かについての問い合わせには対応しておりません。

2　申請の方法

(1) 申請書の提出

就学援助を希望する方は，「就学援助費受給申請書」に必要事項を記入し，振込先の通帳の写しと該当する申請理由の証明書類を添えて，お子様が在籍（入学）する学校へ提出してください。

現在就学援助を受けている方も，毎年度の申請が必要です。

「就学援助費受給申請書」は，学校又は呉市教育委員会学校教育課にあります。
呉市ホームページからもダウンロードできます。呉市学校教育課で検索

(2) 申請書の受付期間

◆ 新入生（入学前支給を希望する方）**令和6年1月 9 日（火）～1月26日（金）**
◆ 在校生　**令和6年1月29日（月）～2月19日（月）**

◎指定学校を変更する予定のある方は，指定学校変更許可後に申請してください。なお，上記期間以降に申請した場合，新入生の新入学学用品費の支給（4月認定のみ）は入学後となります。
◎市外へ転出し，転出先の学校へ入学予定の方は，転出後に住所地の教育委員会で申請してください。
◎上記の締切以降も申請は随時受け付けていますが，４月認定となる方は，**4月15日（月）**までに学校が受理し，認定された方に限ります。
◎年度途中で認定となる場合（学校の受理期限：令和7年2月28日）は，学校が受理した時期が月初め～15日までは申請月から，16日～月末までは翌月からの支給となります。

3　認定の通知

4月15日（月）までに学校が受理し，認定された方は，4月末までに，学校を通じて認定通知書を送付します。年度途中で申請された方は，認定後，随時学校を通じて送付します。不認定の方は郵送します。

4　主な援助の内容　※内容，金額は変更する場合があります。

費　目	小　学　校 義務教育学校前期課程		中　学　校 義務教育学校後期課程		備　考
① 新入学学用品費	1年	54,060円	1年	63,000円	4月認定のみ支給
② 学用品費等	1年	13,230円	1年	25,040円	年度途中の認定の場合は，月割りで支給
	2～6年	15,500円	2～3年	27,310円	
③ 校外活動費（宿泊を伴うもの）	実費（限度額3,690円）		実費（限度額6,210円）		実施後，翌月以降に支給
④ 修学旅行費	実費(限度額29,500円)		実費(限度額60,910円)		実施後，翌月以降に支給
⑤ 学校病医療費	全　額		全　額		
⑥ 学校給食費	全　額		全　額		

◎新入学学用品費の入学前支給は，令和6年3月19日（火）の予定です。なお，令和6年4月1日時点で認定要件を満たしていない場合は，返還していただきます。
◎給食費，医療費を除き，原則保護者の指定した口座へ振り込みます。通帳の印字は「ｸﾚｼﾞｼｭｳｶﾞ ｸｴﾝｼﾞ ｷﾋ」です。
◎学用品費等は，年4回（5月，8月，11月，2月）に分けて支給します。
◎学校病医療費は，中耳炎やう歯（虫歯）など支給対象となる病気が限定されています。
◎生活保護を受給している方は，費目④，⑤が支給対象です。
◎呉市立以外の学校に在籍（入学）する児童･生徒は費目①～④が支給対象です。

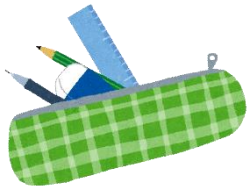

《問い合わせ先》
ご不明な点は，お子様が在籍（入学）する学校又は呉市教育委員会学校教育課にご連絡ください。
呉市中央4丁目1番6号　呉市役所8階　呉市教育委員会学校教育課　☎0823－25－3568

令和6年度 就学援助費受給申請書（兼　口座振込依頼書･世帯票）

学 校 名		申請日（提出日）	令和　　年　　月　　日

対象児童・生徒（同一校）

フリガナ 氏　　名	保護者との続柄	生年月日	令和6年4月1日現在の学年
		年　　月　　日	年
		年　　月　　日	年
		年　　月　　日	年

対象児童生徒以外の世帯状況（同一の家屋にお住まいの方は，原則生計同一と見なしますので全員記入してください。）

フリガナ 氏　　名	対象児童生徒との続柄	生年月日	申請時の職業等	学校名（小･中･義務教育学校の学生のみ）
		年　　月　　日	自営業 ・ 会社員等 ・ パート 無職 ・ 学生 ・ 未就学	
		年　　月　　日	自営業 ・ 会社員等 ・ パート 無職 ・ 学生 ・ 未就学	
		年　　月　　日	自営業 ・ 会社員等 ・ パート 無職 ・ 学生 ・ 未就学	
		年　　月　　日	自営業 ・ 会社員等 ・ パート 無職 ・ 学生 ・ 未就学	
		年　　月　　日	自営業 ・ 会社員等 ・ パート 無職 ・ 学生 ・ 未就学	

家族状況について全ての項目に✔し，「はい」の場合は上記「世帯状況」に記入してください。

住民票上，別世帯の同居人がいる。	□いいえ	□はい（同居人全員を記入してください）
進学などで，別居している同一生計の家族がいる。	□いいえ	□はい（別居の家族を記入してください）
父母が単身赴任などで他の場所に住んでいる。	□いいえ	□はい（単身赴任の父母を記入してください）

・該当する申請理由の番号いずれか１つに〇をしてください。

1　生活保護の受給
2　生活保護が停止又は廃止
3　市民税の減免
4　個人事業税の減免
5　固定資産税の減免
6　国民年金保険料の全額免除
7　国民健康保険料の減免，徴収猶予
8　児童扶養手当の支給
9　生活福祉資金の貸付
10　雇用保険の失業給付
11　経済的に困っている（市民税非課税を含む）

（※ 被災や傷病等で所得が激減した等，特別な事由がある場合は記入してください。）

※申請理由１０または１１の場合に〇をしてください。
なお，未記入の場合は，借家（月額家賃０円）とみなします。
〔住宅の形態〕　・ 持ち家（家族所有含む）
・ 借　家（月額家賃　　円）
（賃貸借契約書の写しを添付してください。）

【教育委員会使用欄】

認定・不認定	認定年月日	年　　月　　日	担当	主事・主査	課長補佐(GL)	課長
	申請理由 11	□　非課税				

受　付

振込先口座			
金融機関		支店名	
口座番号		口座名義 カタカナで記入 （申請者名義）	

※通帳の見開き面（口座番号，名義人カナ氏名，支店名が確認できる面）の写しを添付してください。

就学援助費申請に係る同意・委任事項

1　就学援助の認定の審査に際し，教育委員会が必要と認める場合は，申請者及び申請者の属する世帯員（住民基本台帳が別世帯で生計を同一にする者を含む。）の次の事項について同意します。

なお，このことについて，私の属する世帯の世帯員の同意を得ています。

(1) 住民基本台帳，市民税課税台帳，生活保護及び児童扶養手当の受給・資格喪失状況の情報を各担当課に確認の上で利用すること。

(2) この申請に関する就学の状況，就学援助の認定及び支給に関する情報について，呉市教育委員会（学校教育課）と庁内外関係機関が相互に情報共有し，利用すること。

(3) 口座振込に関して，手数料が発生する場合は，保護者が手数料を負担すること。

(4) 学校納付金に滞納がある場合は，口座振込を停止し，学校への納入金に充当すること。

(5) 就学援助費にかかる学校口座に生じる利息について放棄すること。

2　認定後は，就学援助費について，在籍する学校長を代理人として定め，次の事項を委任します。

(1) 就学援助費の受領（ただし，学校長が直接就学援助費を受け取る必要がある場合に限る。）

(2) 就学援助費の請求及び返納に関する一切の権限（ただし，児童生徒が呉市立の小・中・義務教育学校以外の学校に在学している者である場合を除く。）

(3) 就学援助費のうち，学校給食費に関する受領（ただし，保護者が直接就学援助費を受け取る必要がある場合を除く。）

3　認定後は，就学援助費のうち，医療機関の学校病医療費に係る請求及び受領について，医療機関に委任します。

4　次のいずれかに該当することとなった場合，支給を受けた就学援助費を速やかに返還することを承諾します。

(1) 認定要件に該当しなくなった場合

(2) 申請内容に虚偽等があり認定取消となった場合

(3) 新入学学用品費の入学前支給を受けたが，令和６年４月１日時点で認定要件を満たしていない場合

呉市教育委員会　様

就学援助費を受給したいので，必要書類を添えて申請します。
また，私が支給を受ける就学援助費を指定の口座に振り込んでください。
なお，申請内容に相違ありません。また，申請するにあたり，上記同意・委任事項について同意します。

申請者（保護者）

氏　名　　印

住　所

連絡先

【学校長記入欄】

受理日：令和　　年　　月　　日

呉市立

校長　　印

【学校・教育委員会記入欄】

令和6年度 就学援助費受給申請書（兼　口座振込依頼書・世帯票）

同じ学校に在籍する就学援助の申請対象となる児童生徒を全員記入してください。

小学校と中学校に兄弟姉妹がいる場合等，在籍（入学）する学校が異なる場合は，別々の申請書に記入し，在籍（入学）する学校へ提出してください。
（消せるボールペンでの記入不可）

市立○○小学		日
対象		

フリガナ 氏　名	対象児童生徒との続柄	生年月日	令和6年4月1日現在の学年
クレシ　ヤマト 呉市　大和	子	H○○ 年　○月　○日	1　年
クレシ　ツバキ 呉市　椿	子	H○○ 年　○月　○日	4　年
			年

令和６年度の状況を記入してください。

対象児童生徒以外の世帯状況（同一の家屋にお住まいの方は，原則生計同一と見なしますので全員記入してください。）

フリガナ 氏　名	対象児童生徒との続柄	生年月日	申請時の職業等	学校名（小・中・義務教育学校の学生のみ）
クレシ　タロウ 呉市　太郎	父	S○○ 年　○月　○日	自営業・会社員等・パート 無職・学生・未就学	
クレシ　ハナコ 呉市　花子	母	H○ 年　○月　○日	自営業・会社員等・パート 無職・学生・未就学	
クレシ　イチロウ 呉市　一郎	兄	H○○ 年　○月　○日	自営業・会社員等・パート 無職・学生・未就学	
クレシ　ジロウ 呉市　次郎	兄	H○○ 年　○月　○日	自営業・会社員等・パート 無職・学生・未就学	○○中学校
クレシ　ハナミ 呉市　花美	妹	R○○ 年　○月　○日	自営業・会社員等・パート 無職・学生・未就学	

家族状況について全ての項目に✔し，「はい」の場合は上記「世帯状況」に記入してください。

住民票上　世帯の同居人がいる。	☑いいえ	□はい（同居人
進学な　別居している同一生計の家族がいる。	□いいえ	☑はい（別居の
父母が　などで他の場所に住んでいる。	☑いいえ	□はい（単身赴任の父母を記入してください）

「☑はい」の場合は世帯状況の欄に記入してください。

申請理由11の場合は，この欄に記入した世帯全員の所得・課税証明書を添付してください。（高校生以下及び所得のない学生を除く）

つに○をしてください。

(11) 経済的に困っている（市民税非課税を含む）

※ 被災

特別な事由がある場合にのみ記入してください。
（所得課税証明書の他にも資料を提出していただく場合があります。）
例）・夫が病気で入院し，休職したため収入が激減した。
・コロナの影響で勤務日数が減り，収入が激減した。
・飲食店を経営していたが，廃業し収入が激減した。

4　個人事業税の減免
5　固定資産税の減免
6　国民年金保険料の全額免除
7　国民健康保険料の減免，徴収猶予
8　児童扶養手当の支給
9　生活福祉資金の貸付
10　雇用保険の失業給付

※申請理由１０または１１の場合に○をしてください。
なお，未記入の場合は，借家（月額家賃０円）とみなします。
〔住宅の形態〕　・　持ち家（家族所有含む）
(・) 借　家（月額家賃　　60,000　円）
（賃貸借契約書の写しを添付してください。）

申請理由が10または11の場合，住宅の形態のいずれかに○をしてください。借家の場合は，月額家賃を記入し，賃貸借契約書全部の写しを添付してください。
なお，契約者が現在の世帯主又は世帯員以外の場合，領収証又は通帳の写しがなければ0円とみなします。

	主事・主査	課長補佐(GL)	課長

受付
教育委員会受付

振込先口座			
金融機関	○○銀行	支店名	○○支店
口座番号	1234567	口座名義 カタカナで記入 （申請者名義）	クレシ　タロウ

※通帳の見開き面（口座番号，名義人カナ氏名，支店名が確認できる面）の写し を提出してください。

申請者と違う名義の場合，委任状が必要です。

就学援助費申請に係る同意・委任事項

1　就学援助の認定の審査に際し，教育委員会が必要と認める場合は，申請者及び申請者の属する世帯員（住民基本台帳が別世帯で生計を同一にする者を含む。）の次の事項について同意します。

なお，このことについて，私の属する世帯の世帯員の同意を得ています。

(1) 住民基本台帳，市民税課税台帳，生活保護及び児童扶養手当の受給・資格喪失状況の情報を各担当課に確認の上で利用すること。

(2) この申請に関する就学の状況，就学援助の認定及び支給に関する情報について，呉市教育委員会（学校教育課）と庁内外関係機関が相互に情報共有し，利用すること。

(3) 口座振込に関して，手数料が発生する場合は，保護者が手数料を負担すること。

(4) 学校納付金に滞納がある場合は，口座振込を停止し，学校への納入金に充当すること。

(5) 就学援助費にかかる学校口座に生じる利息について放棄すること。

2　認定後は，就学援助費について，在籍する学校長を代理人として定め，次の事項を委任します。

(1) 就学援助費の受領（ただし，学校長が直接就学援助費を受け取る必要がある場合に限る。）

(2) 就学援助費の請求及び返納に関する一切の権限（ただし，児童生徒が呉市立の小・中・義務教育学校以外の学校に在学している者である場合を除く。）

(3) 就学援助費のうち，学校給食費に関する受領（ただし，保護者が直接就学援助費を受け取る必要がある場合を除く。）

3　認定後は，就学援助費のうち，医療機関の学校病医療費に掛かる請求及び受領について，医療機関に委任します。

4　次のいずれかに該当することとなった場合，支給を受けた就学援助費を速やかに返還することを承諾します。

(1) 認定要件に該当しなくなった場合

(2) 申請内容に虚偽等があり認定取消となった場合

(3) 新入学学用品費の入学前支給を受けたが，令和６年４月１日時点で認定要件を満たしていない場合

呉市教育委員会　様

就学援助費を受給したいので，必要書類を添えて申請します。
また，私が支給を受ける就学援助費を指定の口座に振り込んでください。
なお，申請内容に相違ありません。また，申請するにあたり，上記同意・委任

認印を押印してください。（スタンプ印不可）

申請者（保護者）

氏　名　　呉市　太郎　　呉市 印

住　所　　呉市中央４丁目１番６号

連絡先　　080-1111-2222

申請の際は，同意・委任事項欄の内容をよく読んで確認し，承諾した上で署名してください。

【学校長記入欄】

受理日：令和　　年　　月　　日

呉市立

校長　　印

【学校・教育委員会記入欄】